

令和 7 年

第 4 回農業委員会総会議事録

令和 7 年 4 月 7 日（月）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第4号）
日程第4 報告（報告第1号から第4号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（25人）

1 番	白山	一男	2 番	高原	和重
3 番	林	康弘	4 番	土佐	好廣
5 番	木下	栄作	6 番	川腰	康子
7 番	山本	康雄	8 番	田邊	秀男
9 番	樋上	豊	10 番	島倉	忠悦
11 番	長谷	吉宗	12 番	長谷川	達夫
13 番	高橋	彰	14 番	堀	正
15 番	表	隆夫	16 番	齊田	博美
17 番	松井	正	18 番	明石	茂
19 番	末永	久義	20 番	炭谷	一三
21 番	坂井	吉三郎	22 番	瀧田	秀成
23 番	高越	博	24 番	山崎	善夫
25 番	北田	幹夫			

欠 席 委 員（0人）

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

- 第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

- 第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第5条の規定による届出の受理について
報告第 4 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願出について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 野崎 智延
主 査 矢野 貴之

副主幹 清水 知昭
主 事 新保 有紗

射水市農林水産課

主 任 浅木 恵美

会議の概要

開会時刻 午後1時55分

議長（堀会長）

ただいまから、令和7年第4回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことを
お知らせします。

これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「7番 山本委員」「8番 田邊委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第２の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日１日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第３ 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第１号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第１号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— （議案第2号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号1番について、高越委員から説明をお願いします。

高越委員

議案第2号の申請番号1番について説明します。

今回の申請地には既に住宅と農作業用の作業場が存在しており、現在申請者を含め5人で同居生活している状態です。このたび敷地内に宅地及び農地の存在が判明し、申請者である〇〇氏は申請地が農地であったことに大変驚き、近隣関係者に確認したところ約47年前には住宅が建築されており、当時の状況を把握している父〇〇氏は平成12年に亡くなっているため詳細については不明です。申請者自身、敷地内に住宅が建築され、長年生活してきたことから過去に転用許可を取っているものと思い込み、加えて農地との認識がなかったとは言え、農地法等に対する理解と認識が足らず、無断転用したことを関係者一同深く反省し、これを機に是正したい考えから今回の申請に至りました。

今後も関係者一同は、申請地において生活していくことや、農作業における作業場の必要性が高く、代替可能性はない状況です。これまで同様に周辺には被害を及ぼさないことを誓約しており、あわせて地元関係者からも同意を得られていますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第２号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起る)

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。

原案どおり承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第２号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— (議案第３号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第３号の申請番号５番について、坂井委員から説明をお願いします。

坂井委員

議案第３号の申請番号５番について説明します。

申請者である譲受人は、現在、射水市内の賃貸にて夫婦２人で生活しています。この先、子供が生まれる予定であり、現在の住居では子育ての面で手狭になることや人生設計の上で以前から住宅建築について検討してきたこともあって、今回の申請地で住宅を取得する計画に至りました。

夫婦２人ともに〇〇市内に勤務・通勤しており、互いの通勤に支障を来さないことを念頭に候補地について検討を重ねてきました。今回の申請地は、国道８号線や県道富山高岡線に近いことから交通利便性が良く、互いの通勤には支障が少ないと考えており、加えて〇〇地区の多様な公共施設の充実さから、子育てや教育環境面において魅力を感じており、商業施設も申請地から近いことなど住み慣れた〇〇地区で住居を構えることが適当であると判断したものです。

なお、住宅の建築においては、擁壁を設置した上で周辺農地に土砂等が流出しない旨や雨水排水についても隣接地に被害が及ばないことを誓約しており、地元関係者からは同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしく

お願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。
これより、本議案についての質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。
議案第3号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。
原案どおり承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。
よって議案第3号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第4号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第４号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起る)

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。

議案第４号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について
を原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第４号については、原案どおり決定することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第４ 報告です。

— (報告第１号の説明) —

議長（堀会長）

次に、報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による通知等について議題といたします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了知をお願いいたします。

— (報告第２号の説明) —

議長（堀会長）

報告第２号 農地法第３条の３の規定による届出の受理について議題と

します。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— （報告第4号の説明） —

議長（堀会長）

次に、報告第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願出について議題とします。

概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

これにて、質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いいたします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和7年第4回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時40分